

↳ 給与所得の収入すべき日

Q : 役員給与が改正されましたが、給与の収入すべき時期はどのようになっているのですか？

A : 次のように規定されています。

【解説】

給与の収入すべき時期は、次のように取り扱うこととされています。

- ① 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等（事前確定届出給与）についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日
- ② 利益連動給与については、その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日
- ③ 給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
- ④ いわゆる認定賞与とされる給与等で、その支給日があらかじめ定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについては現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められる事業年度の終了の日）

